

## 第4章 少量危険物・指定可燃物の運用基準

### 第1節 少量危険物・指定可燃物の事務手続き運用基準

#### 第1 事務手続き運用基準

##### 1 危険物の範囲

「危険物の範囲」については、第2章第2節第3基準1の例によること。

##### 2 複数性状物品の属する品名

「複数性状物品の属する品名」については、第2章第2節第3基準2の例によること。

##### 3 適用除外

「適用除外」については、第2章第2節第4基準1の例によること。

##### 4 タンクの容量計算

「タンクの容量計算」については、第2章第2節第5基準1の例によること。

#### 第2 届出

##### 1 届出の原則

- (1) 様式第22号（予防規則第18条関係）は、施設ごとに届出すること。
- (2) 2イからクに該当するときは、様式第22号（予防規則第18条関係）の再提出を要する。

##### 2 届出の対象（様式第22号（予防規則第18条関係））

ア 施設を新たに設置する場合。

イ 同一敷地内において、施設（移動タンクを除く。）の構造及び設備を変更せずに施設を移設する場合。

例示：同一敷地内で屋内貯蔵庫を約30m移設する。

ウ 火災等の災害により施設の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により施設を全面改修する場合。

例示：老朽化により屋内貯蔵施設の屋根及び壁を撤去し、同じ構造で造り替える。

エ 貯蔵タンクを取替える場合。

例示：配管やポンプを残し、屋外タンク本体のみ取替える。

：車両を残し、移動タンク本体のみ取替える。

オ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更により、施設に適用される技術上の基準が異なることになる場合。

例示：新たに第4類第1石油類の危険物を貯蔵することになり、電気設備及び排出設備の技術上の基準が変更される場合

カ 移動タンクの常置場所を変更する場合。

例示：同一敷地内外問わず、常置場所が変更される場合。

：管轄外への常置場所変更は、廃止届となる。

キ 移動タンクの車両（台車）を更新する場合。

例示：移動タンク本体を残し、車両のみを入れ替える。

ク アからキまでによるほか、その状況等により届出とすることが適当な場合。

### 3 届出の単位

施設の届出単位は、原則として、第4章第2節第1総則1「危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い」をもって一とする。

### 4 委任状

届出の記入方法等については、次によること。

代理人が届出するときは、当該届出に係る権限を委任する旨を証する書面（以下「委任状」という。）を添えなければならない。

ただし、あらかじめ委任状が届出されている場合は、この限りでない。

### 5 届出の添付書類及び編纂順序

「届出の添付書類及び編纂順序」については、第2章第3節第3の例によること。

## 第3 検査・確認

### 1 中間確認

「中間確認」については、第2章第3節第7の例によること。

### 2 タンクの水張、水圧検査

「タンクの水張、水圧検査」については、第2章第3節第8又は第9の例によること。

## 第4 廃止の届出

### 1 廃止の届出

「廃止の届出」については、第2章第3節第16の例によること。